

V 付 章

1. 法隆寺の子院に就いて

僧房の規模と子院の発生

法隆寺が建立された当時、法隆寺に止住する僧侶がどのような建物に住み、どんな生活をしていたかを物語る資料はまったく残されていない。法隆寺創建時の伽藍跡という若草伽藍趾の発掘の結果も、僧侶が居住する僧房の遺構は発見されていないが、奈良前期に再興したという現西院伽藍には四棟の僧房が存在していたことが天平19年(747)の『法隆寺資財帳』(以下『資財帳』という)によって明らかとなっている。

僧房肆口	一口長十七丈五尺 広三丈八尺
	一口長十八丈一尺 広三丈八尺
	一口長十五丈五尺 広三丈二尺
	一口長十丈六尺 広三丈六尺

この記録からはそれら僧房の内部構造などを想像することは不可能であるが、現伽藍創建以来の遺構である「東室」が『資財帳』記載の僧房四棟のうちの「一口長十七丈五尺 広三丈八尺」にあたることが解体修理の結果明らかとなっているので、それを基準として他の三棟の規模を想定することが可能である。

昭和32年から同35年に行われた東室の解体修理によって、部分的ではあるが、創建当初の構造に復元している。それは内部北より第二房、第三房に見られ、桁行二間を一房として仕切り、方二間の母屋と東西の庇からなっている。これは、奈良時代の僧房構造上の基本的なものといわれている。

創建時の東室には先の構造をもつ房が九房あったから、『資財帳』記載の残り三棟の僧房も東室同様二間一房と仮定すれば、「長十八丈一尺 広三丈八尺」のものは8房から9房、「長十丈六尺 広三丈六尺」のものは5房から6房あったこととなり、東室の9房と合わせて30房から32房が存在したものと想定される(これは昭和55年度の発掘によって北僧房の遺構の一部を大講堂の東で確認している)。

『資財帳』作成時、法隆寺には176人の僧と沙弥87人の計263人が止住していたのに照らし合わせると、1房に平均8,9人が住んでいたことになる。この一房に対する住僧数は、大安寺などの諸大寺とほぼ等しい居住密度であるという。

この4棟以外に僧房が存在したという記録は見あたらないが、現存する妻室(小子房)の解体修理の結果、平安時代を下るものではないことが判明した。

小子房は東室の大房に付属するもので、上代寺院の僧房は大房と小子房を一組とするのが通例とされており、妻室はその遺例としてはなはだ貴重な建物である。おそらく『資財

帳』作成以後、きわめて近い時期に建てられたものであろう。東室と妻室の関係は、東室の大房に上位の僧が住み、妻室にはその従僧が住むものであったと考えられている。

ところが平安後期になると、僧房は連続して惨事に見舞われている。北室は延長3年(925)雷火によって講堂とともに焼失し、西室も承暦年中(1077~80)に焼失、東室は康和3年~天永元年(1101~10)にことごとく顛倒し、法隆寺の僧房は70年余りの間に全滅している。そのうち東室が保安2年(1121)に再興されたが、その再興は旧姿に復したものではなく、南端3房分を聖靈院(聖徳太子を安置し供養する殿堂)とし、残り6房のみが僧房としての復興であった。

記録の上で、僧房としてその役割をはたしていたのは、再興した東室6房および小子房9房と東院付属の僧房であり、北室と西室は再興されていない。

このような状況下において僧房にかわる僧侶止住の坊舎、いわゆる後世の「子院(塔頭寺院ともいう)」が造立されつつあったものと考えられる。それを裏づける資料にはとぼしいが、11世紀初頭の頃から子院らしい名称が諸文献に散見できる。おそらく一部の住僧は法隆寺僧綱所の認可を得て寺地の一隅に坊舎を構え、僧房における公的な生活に対して私的な生活を送っていたものと考えられる。

子院が建立された理由について、つぎのような推定ができる。

- 1 一定の信仰および教学を振興する専門の道場として一院を構えることを目的としたもの。
- 2 1人の高僧を中心として、その系統の従僧が集い、独自の生活を行うことを目的としたもの。
- 3 連続する僧房の惨事によって、その対応策として僧房にかわる雑舎が造立され、それがやがて他の諸大寺において発生しつつあった子院の影響を受け、しだいに子院として進展したこと。
- 4 身分制度下にあって、僧侶となるために高貴な身分の出身者が増加した結果、僧侶個人の財産をもって一院を構え、一種の貴族的な生活を行う傾向をみせるようになったこと。

発生当初の子院は私的な建物であったが、僧房は七堂伽藍の一つとして公的な建物となっていた。そこに止住する僧侶にはとうぜんいろいろの規則条件があったと考えられるが、その詳細は判明しない。

『嘉元記』に

曆応二年卯五月二日実願□□□東室第三坊東浦ニテ他界旱於三面僧坊之室内他界之例無之候然雖為疾病之間不及力、次第之……

とあり、僧侶の生活が子院に移行したため僧房で死去する例が既になくなっていたことを物語っている。

子院名の初見

子院発生に関する資料にはとぼしいが、経巻の奥書などに記録する院名によって、すでに平安時代末期には子院が存在していたことを示している。それらの資料を列挙すると、円城院

当東室北行半町在木瓦葺堂三間一面也。号円成院。万寿年中雨多羅葉所也 空智聖人住所此寺寄北槌地在此堂云々（『太子伝私記』下巻）

天治元年五月十日円城院書写了（『新撰字鏡』第十巻）

金光院

（承暦二年）金光院三昧僧等解申請法隆寺政所裁事（『法隆寺文書』）

北御門房

保安四年八月十二日於法隆寺北御門房

書写了干時許筆師宗信為結縁助成往生極樂也（『鼻奈耶卷』第一）

東花園

大治二年四月晦日申尅許書了為滅罪生善僧覺巖法隆寺東花園此校了尋禁（『觀自在菩薩瑜伽論念誦儀軌』）

などである。これ以外にも存在していた子院があったと考えられるが、それを伝える資料はない。しかし、13世紀になると、興蘭院・西園院・松立院・北室・地蔵院・政南院・中院・西福院・宝光院・瓦坊・法性院・中道院などの子院が造立されていたことが『別当院』『嘉元記』などの記録によって明らかである。

当初の子院の様子は現状と異なり、子院を囲む築地もなく坊舎のみで生囲などをもって周囲をめぐらしていたと考えられる。

ところが弘長元年（1261）後嵯峨天皇が法隆寺へ行幸されるに当って寺内の大整備が行われその一環としてはじめて子院の築地が築かれたことが『別当記』良盛別当の項に、諸房諸院築地ヲ槌キタ、ヒ悉覆之

とあることより明らかとなっている。

したがって、その内に建つ坊舎なども全体的にきわめて簡素なものであり、屋根も茅葺などの簡素なものであったらしい。それは、法隆寺の別当が住する坊のことをとくに「瓦坊」とよび、他の坊舎とは異なって当時としては特別のものであったことが推察されよう。

『太子伝私記』下巻に

「次食堂東有瓦葺房名解脱房昔者別当房也今者只人住所也。今者名瓦房」

と記録していることからも明らかである。

このようにして、当時の子院の規模は、この瓦坊や持仏堂を所有していた金光院・中院・法性院などの特別なものを除いた大半の子院が簡素な建物であったと考えてよからう。

中世以降もこれらの子院はますます増加する傾向をみせ、政藏院・安養院・金剛院・西南院・阿伽井坊・椿藏院・西之院・知足院・脇坊・弥勒院・多聞院・湯屋坊・明王院・宝藏院・西坊・北之院・仏餉院・東倉院・発志院・阿弥陀院・橋坊・福園院・蓮池院・法花院・善住院・西東住院・中東住院・東住院・蓮光院・文殊院・十宝院・賢聖院・橋坊など数多くの子院が造立されてくる。

これら子院の名称のつけ方はつぎのようになっている。

1. 仏教の用語・本尊名より命名したもの

金光院 円成院 普門院 中道院 法花院 阿弥陀院 弥勒院 地藏院 多聞院 文殊院

2. 子院の敷地の従前の地名および従来その他にあった建物から命名したもの

東花園院（花園の旧地）

政南院（政所の南隣の旧地）

政藏院（政所の蔵が建っていたところ）

宝藏院（宝藏の旧地）

東倉院（宝藏の東か或いは東の蔵があったところ）

3. 子院が建てられた方位から命名したもの

西南院（法隆寺の西南に位する子院）

西坊（法隆寺の西に位する子院）

東住院（法隆寺の東に位する子院）

西東住院（東住院の西に位する子院）

中東住院（東住院と西東住院との中間に位する子院）

北之院（法隆寺の北に位する子院）

脇坊（法隆寺の東南脇に位する子院）

4. 子院で行われる専門教学より命名したもの

明王院・金剛院（ともに真言密教の道場）

子院の制度に就いて

南都諸大寺および高野山の寺院機構における僧侶間の身分制度の中に「学侶」と「堂衆」というのがある。この制度の内容については各寺院ごとに異なるものと考えられるが、共通していることは、学侶を上位とし、堂衆をその下位としていることであろう。

この制度がいつごろから発生したかは詳かでないが、法隆寺では保安3年(1122)の「林幸一切経書写勧進状」の内に「当寺禪侶」と記載しているから、平安末期にはすでに生じていたものと考えられる。それは禪侶という言葉が、後世、堂衆の別名として使われていることから想定したものである。

その他、後世の堂衆の異称となる「東寺」の名称も康和元年(1099)ごろには生じてい

たようである。それは『法華文句』卷第一の奥書に

康治元年壬戌六月廿日奉写已了 為レ令_ミ法久住決定往生_ミ安養淨刹_ミ也 法隆寺住僧東寺末葉沙門
覺印 為レ之

と記載していることからもわかるが、それらが後世の堂衆を意味するものであると断言するに至る確固たる資料とはいえない。しかし嘉禎4年（1238）ごろ、顯真が編した『聖徳太子伝私記』の年中行事の項に「学衆」、「禪衆」のことを明記していることから、この制度は12世紀頃既に成立していたことが明らかである。

学侶は別名「学衆」とよび、顯密二教の学行を専らにして、主に講經論談を修学する學門僧という。そのうち三経院で唯織を研鑽する学問僧を「唯織講衆」といい、聖靈院で真言密教を修法する僧のことを「本供養衆」と呼ぶ制度も鎌倉中期に生じたといふ。

堂衆とは別名「堂方」「禪衆」「夏衆」とよび、行事を専らにして、夏は堂に籠って安居禪行を修し、仏前に香花を共して法要の承仕を司る僧のことをいう。そのうち、行を専として主に西円堂・上之堂の堂司役などを勤める系統の僧を「行人」とよび、律を専として主に上宮王院・律学院の堂司役などを勤める系統の僧を「律宗方」とよぶ制度がある。この制度も中世以降に生じたものであり、これらの行律の一職のことを「両戒師」といい、行人の一職を「夏一戒師」、律宗方の一職を「院主戒師」とよんでいる。

右にのべた学侶・堂衆の意味はこの制度が発生したころのものであるが、時代が移るにしたがってその意味内容も複雑な変遷をみせ、やがて学侶が法隆寺全体を支配する制度にまで進展するのである。しかもこの僧侶間の制度は僧侶が居住する子院にまで影響をおぼすことになり、「学侶坊」「堂衆坊」「承仕坊」の寺格区分が生じ、法隆寺の機構にとって重要な制度の一つとなってくる。

この制度が発生したころの状況を知ろうとすることは、資料にとぼしく非常に困難であるが、『太子伝私記』の年中行事の項に見られる記録からは、後世のようなきびしい両者間の区分はあまり感じられない。

室町時代になると学侶上位、堂衆下位の傾向がいっそう強まり、徐々に両者の対立は激しさを増すことになった。それを裏づけるものとした、永享7年（1435）の南大門焼打事件がある。その事件については『古今一陽集』の南大門の項に、

永享七年正月十一日晚 依禪学之諍 南大門焼畢 同十一稔新造畢矣 又視綱所日記永享六年
正月十日夜燒却畢堂家之所以也 為失心経会於面目

とあり、南大門の焼失年代について二つの説があるが永享7年を正説としている。その焼失原因は学侶・堂衆間の争いによって堂衆が焼却したものという。このような惨事は突如起きたものではなく、それ以前からすでに両者は険悪な状況下にあったと想定される。

また、享禄3年（1530）の『坊別並僧別納帳』に「学侶坊」「堂衆坊」の区分がみられ、各子院への支給高も明確に記録している。

学侶坊別分次第不同

一貫文

政藏院 宝光院 安養院 瓦坊 金剛院 地藏院 西園院 西南院 中院 阿伽井坊

椿藏院 花園院 西院 知足坊 脇坊 弥勒院 多聞院 金光院 普門院 宝藏院

五百文

湯屋坊 松立院 明王院

一貫五百文

北室寺

学侶寺僧別分

(長乘以下34名の学侶名を記し、おのの200文宛となっている。)

堂衆坊別

五百文

西円堂 太子堂 宝性院 西坊 北院 仏餉院 政南院 東倉院 発志院 阿弥陀院 中道院 橋之坊 福園院 蓮池院 法花院 善住院 西東住院 中東住院 東住院 蓮光院 文殊院 賢聖院 橋坊

一貫文

十宝院

堂衆寺僧別

(実春房大以下25名と大外の学禪房以下46名が記され、おののに百文宛となっている。)

当時47ヶ院があったことが判明し、学侶・堂衆の区分が完全に生じていたことを物語っている。

学侶の子院は主に西院側にあり、堂衆は「東寺」と総称する風習が平安末期に生じていたであろうことは、先に述べた通りである。

しかし当初敷地の区分は後世のように完全ではなかったらしい。それは金光院が東寺側にありながら学侶坊であり、阿弥陀院が西寺側にありながら堂衆坊であったことが、先の『坊別並僧別納帳』より明らかであるが、また、享禄4年(1531)の『坊別並僧別納帳』には学侶坊・堂衆坊の区分はなく、各院とも同様に記し、僧侶については学侶42名、律宗方82名と両者を別々に記載している。おそらくこれは当時、学侶坊・堂衆坊の区分が完全でなかったことを意味しているのであろう。

このような状況下において、織田信長はついに西寺・東寺を各別とする方策を講じることとなった。その事情を伝える文書に、

今度法隆寺西寺東寺申分相尋候処 西寺仕様相掠狼藉段曲事候 雖然片方打果候レ茂勿寺滅亡候条 所詮今度東寺破却レ相当 西寺江申付 其以後之儀者 両寺為レ各別 何レ茂相立候様 堅レ可被レ申付事 專一仁聊緩々ノ儀不可レ有之候也

六月十二日

信長 御朱印

筒井順慶

当寺事從先々 西東諸色雖為混合 於自今以後者可為各別 次東之寺領所々散在等
永代不可有相違 然而為西寺段錢以下恣令取沙汰之儀堅可停止 猶以令違乱者
可加成敗也 仍狀如件

天正式十一月十日

信長 御朱印

法隆寺東寺惣中

とあり、この分離を施行した年代の明記はないが、後者の文書に天正2年（1574）と記しているから、天正2年に施行したと考えてよかろう。この分離策によって、両者間の対立がいくぶんやわらいだかにみえるが、従来の学侶上位、堂衆下位の制度は維持されていたようである。

この分離策がどの範囲にまでおよんでいたかは明らかでないが、おそらく知行高の区分や寺地の分離などの一部分であったと考えられる。それは従前通り上宮王院での行事の主導権は、依然として学侶が掌握していることより察せられるが、寺地の区分があったことを物語る資料として、高さ約70cmほどの石柱に「従是東寺中境内」と刻まれており、従前はこの石柱が西東両寺の境界線上に立っていたと思われるが、この石柱の旧地が定かでないのが惜しまれる。

この両寺を各別とする策は長続きしなかったようである。それは各別策を施行した織田信長が天正10年（1582）6月2日の本能寺の変による他界によってその策も効力を失ったからであろう。それ以来、西東両寺はたがいに和合の努力を重ねたらしく、『法隆寺文書』に（天正10年7月23日）「法隆寺法印有助外39僧連署・学侶堂衆和談之儀付条々」とある記録からもうかがえる。

このようにして、両者は対立の時代から和合の時代へと移行する傾向をみせ、徳川政権下にいたって完全に学侶の支配のもとに統一されるのである。

子院制度の確立

法隆寺の子院は室町末期から徳川初期にいたって全盛期を迎えたというべきであろう。

徳川初期（寛永年間）の法隆寺古図によると、

修南院 三宝院 北室寺 成福院 賢聖院 蓮光院 文殊院 持宝院 中東住院 西東住院 金光院 金光院坊 発志院 福生院 林賢坊 釈迦院 金藏院 地福院 善住院 清淨院 十宝院 蓮池院 法花院 橋之坊 福園院 宝寿院 和喜坊 普門院 華苑院 阿弥陀院 橋坊 西之院 明王院 威徳坊 安養院 松立院 政藏院 宝光

院 東藏院 政南院 瓦坊 仏餉院 中道院 多聞院 福智院 北之院 弥勒院 知足院 宝藏院 円成院 椿藏院 關伽井坊 薬師坊 薬師堂 供所 宝性院 円明院 德藏院 中院 二階坊 福嚴院 西福院 薬師院 西方院 吉祥院 湯屋坊 西園院 地藏院

の68ヶ院を記載していることからも子院制度の全盛期をしのばせている。しかし、その頃の法隆寺の経済力はけっして豊かではなく、天正13年（1585）の秋、豊臣秀長の大和入国によって諸寺の寺領はことごとく減額し、法隆寺の寺領もまた千石に減じられたのである。

天正14年（1586）の『収納米支配帳』に、

- | | |
|----------------|-----|
| 一 五百三十八石一斗七升弐勺 | 寺辺 |
| 一 九拾七石 | 玉手庄 |
| 一 三百六十七石八斗二升八合 | 安堵村 |
| 分米千石 | |

とあり、この知行高は徳川政権下になっても安堵されている。

学侶・堂方両者の相違は徳川時代になって確立したものではなく、往古からの申し伝えを法式化して、その掟がいっそう厳重となったものである。

寛文9年（1669）の「法式条々」には、学侶・堂衆ともども守るべき往古からの法則19カ条を列記している。その内容は法隆寺の年中行事における学侶と堂衆の役割などを詳細にのべたものであり、主に堂衆に対する厳しい掟を法令化したものである。とくにその末尾の文によると、堂衆は上宮王院觀音堂・聖靈院・西円堂を学侶より預かり、朝暮の勤行、香花燈明の調達を司り、堂内の掃除などを行う役人であるとのべ、つねに堂衆は学侶の指揮下にあることを明記している。

そのような身分制度のきびしい学侶・堂衆となる条件は、とうぜんのことながら僧侶の里元の家柄が問題となってくるのである。往古は種姓の吟味によって公家などの身分の高い家筋の出身者は学侶となり、それに満たない家柄の者は堂衆となるといった漠然としたものようであったが、徳川政権下の封建制度の確立に伴い、その条件の法則化が行われている。それは享保4年（1719）の『寺門天奏願記』に、学侶について「学侶者公家又者五代相続之武家種姓吟味之上旧取立者也」と規定している。

これによると、学侶に取り立てられるには、公家もしくは五代以上相続している武士の出身者であることが第一条件とされ、五代相続の武家の出身者は法隆寺学侶衆の評定集会についてその家系などを吟味し、条件がかなえばはじめて認可されるのである。それにたいして公家の出身者は、学侶の評定を受けることは無用とされていたという。

このような規定から法隆寺の学侶となる者は遠国の出身者が多く、近在としては幕末に郡山藩が若干あるのみで、ほとんどは公家や岸和田・尼崎などの藩士の出身者であった。

堂衆については「堂方者種姓吟味無之」とあり、学侶のように家柄は重視されず種姓の

吟味の必要はなく、学侶の認可さえ得ればよかったです。

このようにして、学侶・堂衆となるにはその出身の家筋によって左右されたのであり、当時の封建的身分制度が寺院にもその影響を大いに及ぼしていたことを物語っている。

学侶は法隆寺のすべてにおいてつねにその主導権を掌握し、堂衆はその支配下にあったことは各時代を通じて不変の法式である。それは徳川時代になっていっそう強まる傾向をみせ、学侶の直轄下に承仕中間（学侶に仕え諸行事の雑役を勤める僧のこと）と専当仲間（算主ともいい、寺の雑務を担当した職で、従来は下級の僧侶の役であったが、徳川時代からは在俗の者がその任にあたっている。この仲間の中には勾当・都維那・納言師・専当などの役割があった）が置かれ、それらが従来は堂衆の役であった香花仏供の調達、法要の承仕職などの雑務を司ることとなり、堂衆の存在価値はますます薄れる結果となる。

子院制度の崩壊

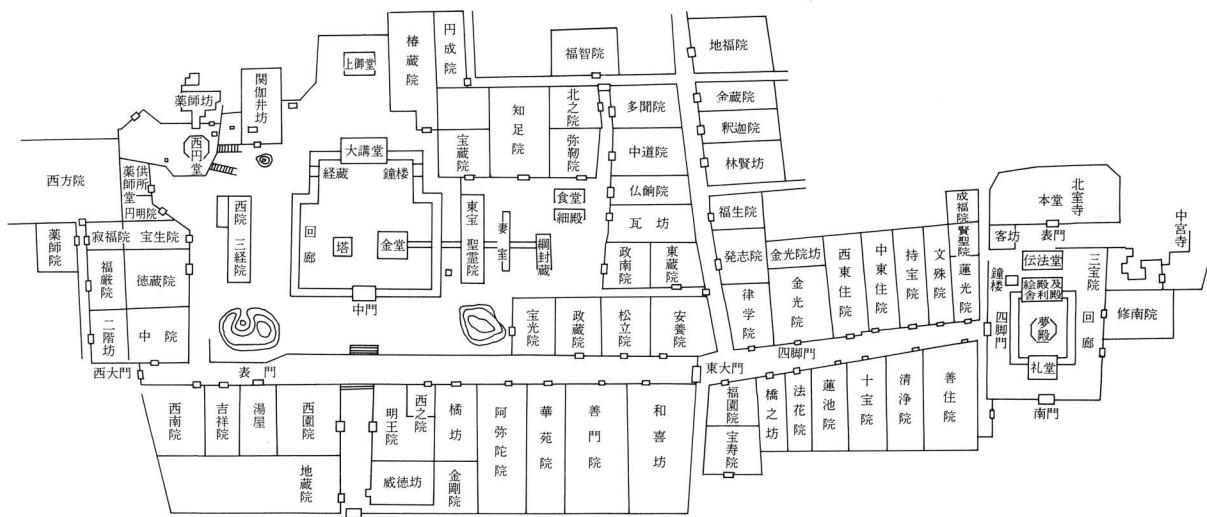
徳川初期に隆盛をきわめた子院は、中期以降徐々に衰退のきざしをみせはじめてくる。安政3年（1856）の『自公儀梵鐘取調記』などによると、当時の子院は一様に老化していたようであり、この期に従来の大和葺などを瓦葺に葺き改めた子院は崩壊をまぬがれたが、それができなかった建物は相ついで荒廃していったという。

このような悪条件下に拍車をかけたのが明治維新であった。この変革によって多くの学侶が隠退するとともに、子院の建物も老化による崩壊が続出し、それに伴い学侶・堂衆・承仕の制度も崩れる傾向をみせた。この制度はすでに寛政11年（1799）の寺法の大改正によって緩和していたとはいえ、いまだ封建制の風潮は根強く残されていたのであり、そのためにもこの新時代に即応した完全な寺法の改正が必要となったのは、当然といえよう。

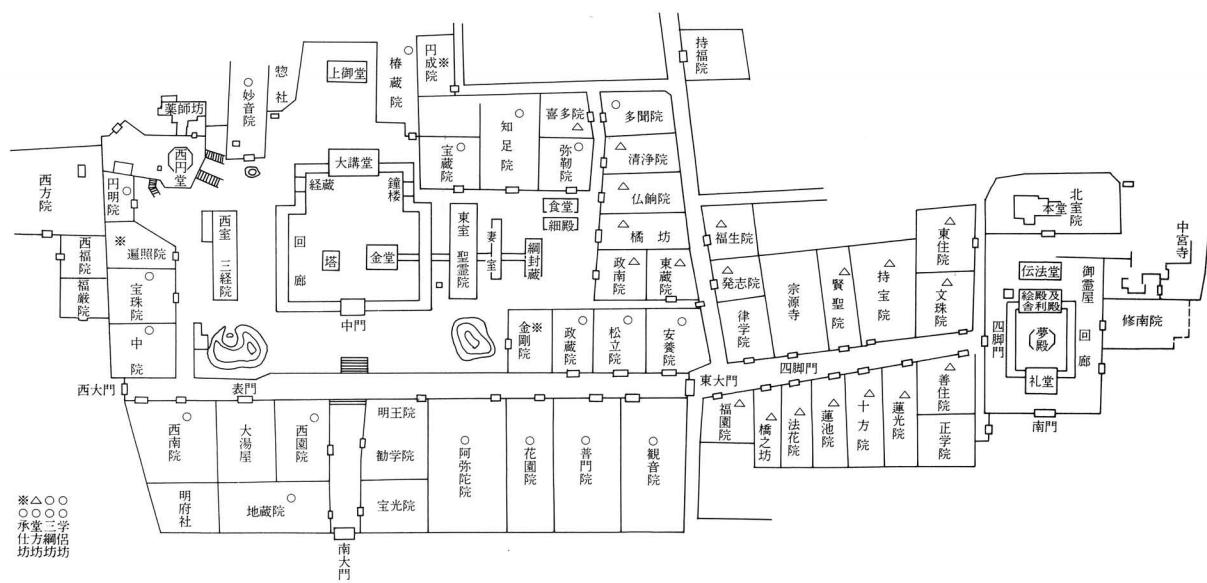
明治維新に際して隠退したのは主として学侶であり、寺にとどまったのは、おもに近在出身の堂衆・承仕の住僧であった。このような状況下からも、堂衆・承仕を学侶に昇進させざるを得なかったのである。

そのため、明治2年10月に寺法改正集会を開き、従前の学侶・堂衆・承仕の階級を撤廃し、無条件ですべてを学侶に推挙したのである。しかしそのころの子院の荒廃ぶりは激しく、時の塔頭寺院住職は明治8年から西円堂御供所に居住し、僕約生活を行なっている。

このように子院の荒廃がつづく中、役所へ廃院願いを提出する子院が相ついでいる。それを伝える記録の中に、子院本来の性格を物語る興味ある記載がある。それは明治6年8月に廃寺届を提出した西南院の書類に「右延宝年中建立英賛房私造御座候」とあり、子院の建物は公的なものではなく、私的に營造したものであることをのべていることである。しかしそれ以降も廃院は続出し、それに加えて法隆寺の維持も困難を極めており、その対応策を協議すべく明治8、9年の両年に寺法改政集会を開いている。その結果、明治9年9月19日、従前の法隆寺一職寺務職に代わって法隆寺住職の職が設けられ、新時代に即



第82図 江戸初期頃の法隆寺境内子院配置図

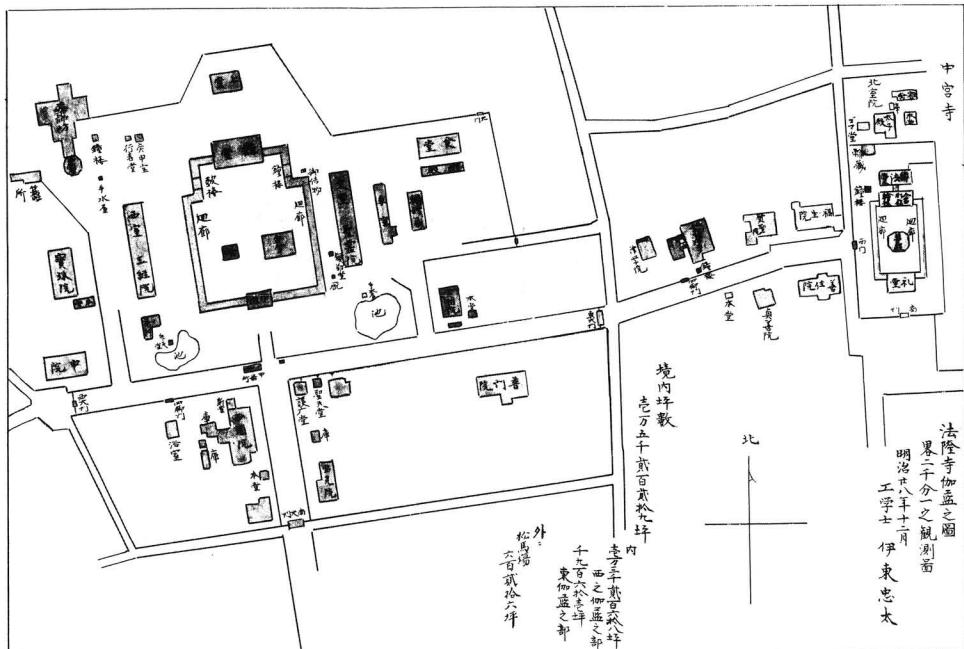


第83図 寛政9年の法隆寺境内子院配置図

応した機構とすることに努力している。それと同時に経済面の打開策として法隆寺の宝物157点を皇室に献納することを決定し、この恩賜として1万円が下賜され法隆寺の経済面の危機を救ったのであった。この献納の議は、塔頭住職合議のうえで決定し、その同意書に献納目録を添えて献納願を堺県令に提出している。

その同意書に、塔頭住職が署名しており、当時12ヶ院に住職があり、他の子院は院名とその寺地をとどめるにすぎなかったようである。その後、阿弥陀院・弥勒院ともに老化が激しく、坊舎などの建物を取りたたみ明治10年11月に弥勒院の院名を聖天堂供所へ移し、阿弥陀院も明治41年元金剛院の西里庵地へ再興されたが、興善院の名称は興福寺へ移り、賢聖院とともに廃されたのである。現在では、中院・宝珠院・西園院・地藏院・宝光院・弥勒院・実相院・普門院・宗源寺・福生院・善住院・北室院・円成院・阿弥陀院の15ヶ院となっている（明治年間における法隆寺子院の変遷状況に就いては拙著『近代法隆寺の歴史』を参照されたい）。

なお、廃院となった子院の表門や築地などが多く現存しており、法隆寺の子院の変遷を研究する上で好資料となっている。また、昭和53年度より行われている法隆寺防災工事に伴う発掘調査に於いても、中世以降の持仏堂跡、井戸跡、築地跡などの子院遺構が確認されており、今後の発掘調査が進行するにつれて子院の規模等が明らかとなることに期待が寄せられている。



第84図 明治28年の法隆寺境内図